

議案第74号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条 一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下退職被保険者等という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下基礎賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ <u>法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u></p> <p>エ <u>法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</u></p> <p>[オ・カ 略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>ウ <u>法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u></p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</u></p> <p>[オ・カ 同左]</p> <p>(2) [同左]</p>

[ア～ウ 略]

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の2の2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第17条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下後期高齢者支援金等賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

[(1) 略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

[ア～ウ 同左]

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の2の2 [同左]

[(1) 同左]

(2) [同左]

[ア 略]

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課総額）

第14条の3 介護納付金賦課額（第17条の2の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下介護納付金賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

〔(1) 略〕

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

[ア 略]

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（保険料の減額）

第17条の2 [略]

[2・3 略]

4 市長は、当該年度において、世帯主の世

[ア 同左]

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課総額）

第14条の3 [同左]

〔(1) 同左〕

(2) [同左]

[ア 同左]

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（保険料の減額）

第17条の2 [同左]

[2・3 同左]

[新設]

帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額（第1項又は第2項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による減額をする場合にあつては、当該減額後の額）から市規則で定める額を減額する。

附 則

[1～8 略]

9 令和4年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の額」とする。

10 令和4年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

[(1) 略]

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る

附 則

[1～8 同左]

9 令和3年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の額」とする。

10 令和3年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

[(1) 同左]

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る

基礎賦課総額の100分の32に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の22に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
[イ・ウ 略]

11 令和4年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

[(1) 略]

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22に相当する額を、当該年度の初日における一般被保

基礎賦課総額の100分の31に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) [同左]

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の23に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
[イ・ウ 同左]

11 令和3年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

[(1) 同左]

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) [同左]

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の23に相当する額を、当該年度の初日における一般被保

<p>険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>	<p>険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>
<p>[イ・ウ 略]</p>	<p>[イ・ウ 同左]</p>
<p>12 <u>令和4年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額は、第14条の4の規定にかかわらず、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p>	<p>12 <u>令和3年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額は、第14条の4の規定にかかわらず、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p>
<p>13 <u>令和4年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>13 <u>令和3年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>[(1) 略]</p>	<p>[(1) 同左]</p>
<p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p>	<p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p>
<p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の2</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額</p>	<p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の7</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額</p>
<p>[14・15 略]</p>	<p>[14・15 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、令和4年度分以後の保険料について適用し、令和3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

令和4年2月25日提出

説 明

一般被保険者に係る基礎賦課総額等の算定方法及び保険料を減額する基準を改めるとともに、令和4年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定基準等の特例措置を講じ、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。